



発行 新潟県

第48号

平成24年6月22日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 811 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 812 保安林の指定解除予定(治山課)
- 813 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 814 道路の区域変更(道路管理課)
- 815 道路の供用開始(道路管理課)

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業振興課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

監査委員公表

- 監査結果公表(監査委員事務局)
- 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表(監査委員事務局)

教育委員会公告

- 特定調達契約の落札者等(新潟県立図書館)

正誤

- 平成24年6月1日付け県報第42号公告中(出納局会計検査課)

告示

◎新潟県告示第811号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月30日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	魚沼市役所堀之内庁舎	魚沼市全域
7月31日(火)		小出郷総合体育館	
8月1日(水)		小出南部いきいきスポーツセンター	
8月2日(木)			
8月3日(金)		魚沼市地域振興センター	
8月6日(月)		魚沼市役所広神庁舎	
8月7日(火)		魚沼市役所守門庁舎	
8月8日(水)		魚沼市入広瀬会館	

8月9日から平成25年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第812号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年6月22日

新潟県新潟地域振興局長

- 解除予定保安林の所在場所
新潟県新潟市西区五十嵐三の町11158の25、13098の21、13098の22
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第813号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営蕨神北部地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成24年6月25日から平成24年7月23日まで
- 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
- その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があつたとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第814号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
---	---	------	-------	----

長岡市山古志南平字名後沢乙1599番4から 同市山古志南平字名後沢乙1354番4まで	新	(A)6.0～10.8メートル	112.7メートル
		(B)6.0～10.8メートル	114.4メートル
	旧	6.0～10.8メートル	112.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線

2 供用開始の区間

長岡市山古志南平字名後沢乙1599番4から同市山古志南平字名後沢乙1354番4まで

3 供用開始の期日 平成24年6月22日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請のあった年月日

平成24年6月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本プラダー・ウィリー症候群協会

3 代表者の氏名

庄司 敬

4 主たる事務所の所在地

新潟市中央区信濃町14番17号

5 定款に記載された目的

この法人は、プラダー・ウィリー症候群（PWS）により障害をきたした人々とその家族への総合的な支援事業、すなわち生活の質の向上を目指した、医療・保健・福祉・教育・就労等の改善や支援者の養成、社会的理解の推進などを行うことを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 環境の保全を図る活動

(4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(5) 国際協力の活動

(6) 子どもの健全育成を図る活動

(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) 第15条 理事全員は、この法人を代表する。また、 理事長は、この法人の業務を総理する。	(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を 総理する。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 コモタウン柏崎
所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1外
設置者 株式会社ウオロクほか2者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出

公告日 平成24年2月14日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

7 縦覧期間

平成24年6月22日から平成24年7月22日まで

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ガスクロマトグラフ質量分析装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年6月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年11月20日（火）

(4) 納入場所

新潟県警察本部 科学捜査研究所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者については、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成24年8月6日(月) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

平成24年8月7日(火) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成24年7月27日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

なお、新潟県物品入札参加資格者で資格審査申請時に誓約書（物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Gas chromatograph mass spectrometer [1] unit

(2) Deadline for bid submission:

5:00P.M. July 27, 2012

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年6月22日

新潟県監査委員 山田 修

新潟県監査委員 沢野 修

新潟県監査委員 岩村 良一

新潟県監査委員 石上 和男

普通会計
(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県立看護大学	平成24年 3月 5日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
佐渡トキ保護センター	平成24年 3月16日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
放射線監視センター	平成24年 2月29日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
中央福祉相談センター	平成24年 3月16日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
保健環境科学研究所	平成24年 3月21日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
コロニーにいがた白岩の里	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。

新星学園	平成24年 4月25日	平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(指摘事項) コロニーにいがた白岩の里使用料について、平成23年12月31日現在、過年度調定分108件3,199,278円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。
		平成22年度	平成23年 3月 1日から 平成23年 3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 適正と認めた。
はまぐみ小児療育センター	平成24年 2月23日	平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 2月29日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項
		平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
若草寮	平成24年 3月15日	平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
		平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
計量検定所	平成24年 4月26日	平成22年度	平成23年 3月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 2月29日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
大阪事務所	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
工業技術総合研究所	平成24年 4月18日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
工業技術総合研究所下越技術支援センター	平成24年 4月18日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上

工業技術総合研究所県央 技術支援センター	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
工業技術総合研究所中越 技術支援センター	平成24年 2月29日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所素材 応用技術支援センター	平成24年 3月12日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
醸造試験場	平成24年 3月28日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
新潟テクノスクール	平成24年 2月23日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
魚沼テクノスクール	平成24年 2月29日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所食品研究 センター	平成24年 3月14日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
農業総合研究所高冷地農 業技術センター	平成24年 4月26日	平成22年度	平成23年 3月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 2月29日まで	同 上
農業総合研究所中山間地 農業技術センター	平成24年 3月23日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上

		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
農業総合研究所佐渡農業 技術センター	平成24年 3月 6日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
農業大学校	平成24年 4月17日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
妙法育成牧場	平成24年 4月26日	平成22年度	平成23年 3月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 2月29日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
中央家畜保健衛生所	平成24年 2月27日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
中央家畜保健衛生所佐渡 支所	平成24年 3月 6日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
下越家畜保健衛生所	平成24年 2月23日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
中越家畜保健衛生所	平成24年 3月21日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
水産海洋研究所	平成24年 4月17日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
水産海洋研究所佐渡水産 技術センター	平成24年 3月12日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上

内水面水産試験場	平成24年 3月21日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
森林研究所	平成24年 3月23日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成24年 2月22日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
県税部	平成24年 2月22日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成24年 2月15日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成24年 4月26日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
県税部	平成24年 4月26日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成24年 3月13日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
健康福祉部	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成24年 4月19日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
県税部	平成24年 4月19日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	適正と認めた。
健康福祉環境部	平成24年 1月27日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	(指摘事項) 1 生活保護費返還金収入(生活保護法第63条)について、平成23年11月30日現在、過年度調定分2件1,305,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 2 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成23年11月30日現在、過年度調定分3件3,580,835円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 3 児童家庭費負担金収入について、平成23年11月30日現在、過年度調定分267件3,723,950円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。

				(注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項
--	--	--	--	-------------------------------------

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成24年 3月 8日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成24年 4月18日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成24年 3月 8日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成24年 4月24日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
県税部	平成24年 4月24日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
健康福祉環境部	平成24年 4月17日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上

		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	(指摘事項) 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成24年 1月31日現在、過年度調定分81件2,350,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。
--	--	--------	--------------------------------	---

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
上越教育事務所	平成24年 2月15日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
中越教育事務所	平成24年 2月10日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
下越教育事務所	平成24年 2月15日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
青少年研修センター	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
少年自然の家	平成24年 4月18日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
新潟中央高等学校	平成24年 3月23日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
新潟江南高等学校	平成24年 2月14日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
新潟東工業高等学校	平成24年 3月13日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上

		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	適正と認めた。
新潟商業高等学校	平成24年 2月22日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
新潟向陽高等学校	平成24年 1月19日	平成22年度	平成22年11月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年10月31日まで	同 上
巻高等学校	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
豊栄高等学校	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新津南高等学校	平成24年 2月14日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
村松高等学校	平成24年 2月14日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
村上高等学校	平成24年 2月17日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
長岡大手高等学校	平成24年 3月26日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
六日町高等学校	平成24年 4月19日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上

十日町高等学校	平成24年 4月25日	平成22年度	平成23年 3月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 2月29日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
十日町総合高等学校	平成24年 2月24日	平成22年度	平成22年11月 1日から 平成23年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年10月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
高田高等学校	平成24年 3月 5日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	適正と認めた。
久比岐高等学校	平成24年 3月 5日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
佐渡高等学校	平成24年 3月23日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
羽茂高等学校	平成24年 3月 5日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
両津高等学校	平成24年 3月28日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	同 上
相川高等学校	平成24年 3月14日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
佐渡総合高等学校	平成24年 3月 5日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
佐渡中等教育学校	平成24年 3月28日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上

五泉特別支援学校	平成24年 3月13日	平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新潟養護学校	平成24年 2月22日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
東新潟特別支援学校	平成24年 2月22日	平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	同 上
はまぐみ養護学校	平成24年 2月14日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	同 上
はまぐみ特別支援学校	平成24年 2月14日	平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟中央警察署	平成24年 2月27日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新潟西警察署	平成24年 2月23日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
与板警察署	平成24年 3月13日	平成22年度	平成22年12月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	同 上
南魚沼警察署	平成24年 2月21日	平成22年度	平成22年11月 1日から 平成23年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年11月30日まで	適正と認めた。
上越警察署	平成24年 3月 6日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 給与に関する事項 交通事故に関する事項

佐渡東警察署	平成24年 4月24日	平成22年度	平成23年 2月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成24年 1月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
佐渡西警察署	平成24年 3月15日	平成22年度	平成23年 1月 1日から 平成23年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年 4月 1日から 平成23年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成23年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事及び新潟県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成24年 6月22日

新潟県監査委員	山 田	修
新潟県監査委員	沢 野	修
新潟県監査委員	岩 村	良 一
新潟県監査委員	石 上	和 男

平成23年度 包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ 「指定管理者制度に関する事務の執行及び公の施設の管理運営について」

1 指摘に対する措置

No.	項目	指摘の内容	措置の内容
2-1	指定管理料上限額の募集要項への記載	指定管理料上限額は、募集要項に記載すべきである。 【起業化支援・交流拠点施設】	平成23年度に指定管理者の公募を行った際、募集要項に指定管理料上限額を記載した。
2-3	利用料金収入の還付割合の募集要項への記載	利用料金収入の還付割合については、事後的に条件を追加することは適切ではなく、募集要項において明示する必要がある。 【鳥屋野潟公園（南地区）】	次期（平成26年度）公募の際の募集要項に明示する。
2-14	備品類の照合確認	指定管理者に対し、毎事業年度、備品類の照合確認を実施・報告させ、新潟県物品会計規則に準拠した照合確認を実施し、定期的に現物の実在性を確かめる必要がある。 【県民会館】 【自然科学館】	指定管理者に対して照合確認の報告について指導済みであり、今後、報告に基づき、平成24年8月までに確認する。
2-22	年間事業報告書への記載事項	記載事項として定められている項目は全て、年間事業報告書に記載すべきである。 【関岬キャンプ場】	平成23年度年間事業報告書から、記載に不備がないよう指導済みであり、適正な報告書が提出された。

2 意見に対する措置（総論）

(1) 管理運営形態の検討

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-1	管理手法の検討内容の公表	17年度実施の「新潟県公共施設改革委員会」答申を受け、その後の管理手法の検討結果及びその結果に至る検討内容を公表していない施設は公表すべきである。	管理手法の検討結果を公表していない施設については、検討の進め方も含め、改めて検討した上で、見直しの方針を定める。

(2) 指定管理者の募集手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-2	制度導入の推進役の必要性	行政改革推進室には、指定管理者制度未導入施設の所管部署に対して、制度導入の可否を定期的に確認する等、制度導入への推進役としての役割が求められる。	行政改革推進室が庁内の推進役として、県直営施設の管理状況等を定期的に確認するとともに、必要に応じて管理手法の見直しを検討する。
1-3	非公募による選定	再選定時を含め、指定管理者を非公募とする場合は、十分な検討に基づいた積極的な理由を明らかにすることが求められる。	非公募による選定にあたっては、非公募とする積極的な理由を明示する。

1-4	指定管理者の要件	<p>公の施設の管理の今後の不正の防止に向けた取組として、指定管理者を募集するにあたり、請負に関する地方自治法92条の2（議員の兼業禁止）等の趣旨を鑑み、議員・首長等本人の関与する企業等に関する応募資格について対応が望まれる。</p> <p>親族が経営する会社等も制限対象に加えることが望まれる。</p>	<p>議員・首長等本人の関与する企業等の応募を制限する。</p> <p>議員・首長等の親族が経営する企業等については、係争中の事案があるため、結果を見て対応を検討する。</p>
1-5	目標数値の設定	<p>指標を設定するにあたっては、他施設の事例等も参考に、施設の適切な管理運営及び県民への説明に向けて、創造的な工夫が望まれる。</p>	<p>利用者の満足度の向上に向け、施設の設置目的の達成状況がより明確になるような工夫（複数指標の設定や定性的指標の設定等）を行う。</p>
1-6	1者応募への対応	<p>指定管理者募集にあたり、1者しか応募がない場合は、その原因を分析し、所謂参入障壁がないか検討して、参入障壁が認められた場合には、解消に向けた取り組みを検討すべきである。</p>	<p>他県の取組状況等を参考にしながら、競争性の向上に向け、複数者から応募がなされるような公募のあり方を検討していく。</p>
1-7	所定額の内で	<p>過度の経費縮減はサービス水準の低下に繋がることが考えられることから、サービス水準を確保する取組が望まれる。</p>	<p>指定管理料の決定にあたっては、適切なサービス水準の確保に必要な金額を積算するため、施設運営経費の分析を行う。</p>
1-8	人件費の取扱い	<p>指定管理者が、労働法令を遵守し、公共サービスを提供するに足る雇用・労働条件に配慮するよう、県は留意する必要がある。</p>	<p>平成23年8月のガイドライン改正で、モニタリングシート例の中に、雇用・労働条件への配慮に関する項目を追加し、平成24年度実施のモニタリングから適用している。</p>
1-9	修繕費の取扱い	<p>修繕費の負担については、金額基準だけでなく、実務上の制約を考慮した上での柔軟な対応が可能となる取扱を検討すべきである。</p>	<p>県が負担すべき修繕で緊急性の高いものについては、指定管理者からの事前協議に対して迅速かつ柔軟に対応するとともに、緊急やむを得ず事前協議を経ずに修繕を行った場合の対応として、個別の事例に応じたルールを設定した上で事後的な協議を行うことも検討する。</p>

(3) 指定管理者の選定手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-10	審査の公正性の確保	<p>指定管理者を選定する審査委員についても、指定管理者同様に要件を定め、独立性を確保する必要がある。独立性の確保に関し、各所管課は審査委員に応募者との関係を確認し、確認結果の記録を、各所管課で実施する必要がある。</p>	<p>委員の除斥に関する標準規定を設け、各審査委員会設置要綱に追記する。</p> <p>委員に対し、応募者との関係の有無を確認する手続きを取る。</p>
1-11	審査基準の取扱い	<p>審査基準を審査過程で見直すことは、公平性の観点からできるだけ回避すべきであり、制度の運用に関して、常に検証を行い、タイムリーに見直しを行う必要がある。</p>	<p>平成22年度に選定方法の見直しを実施しており、公平性の観点も踏まえた制度運用のあり方について、今後も引き続きタイムリーに見直しを行っていく。</p>
1-12	審査項目・配点の開示	<p>募集要項等に記載する選定基準は、できるだけ詳細に開示することが望まれる。</p>	<p>最低限開示が必要な項目を例示した上で、可能な限り詳細に開示する。</p>

(4) 協定の締結

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-13	協定内容	指定管理者から柔軟な発想による創意工夫を導き出すために、自由度の高い協定となるよう内容の見直しが望まれる。	柔軟な発想による創意工夫を導き出すため、自由度の高い協定内容となるよう、目標達成の手段まで指定しない等の見直しを行う。

(5) モニタリング及び評価

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-14	モニタリング及び評価の充実化	モニタリングシートを活用してノウハウをマニュアル化し蓄積を図る等、評価内容、方法等の充実を検討すべきである。	平成24年度の募集開始(7月予定)までに、ガイドラインのモニタリングシート例に、モニタリング手法の記載欄を追加し、モニタリングのノウハウを蓄積できるようにする。
1-15	指定管理業務の正確な収支(間接費)の把握	指定管理者が、どのような根拠で間接費を計上しているか、県は正確に把握する必要がある。	指定管理業務における間接経費の計上の考え方について、必要に応じて確認する。
1-16	施設の修繕	定期的な修繕計画の必要性を検討する必要がある。	修繕計画の必要性について検討していない施設については、年度内に、中長期的な修繕計画の必要性やその作成について検討する。
		施設の耐震診断及びその後必要な施設への耐震改修費用の把握が必要である。	耐震化が義務付けられている(昭和56年以前建築の)指定管理者制度導入施設については、全て耐震改修を実施済みである。
1-17	業務評価	各モニタリング項目について、具体的な手法を例示することが望まれる。 また、施設の特性に応じ、報告事項を必要な項目に限定する等の対応が考えられる。	平成24年度の募集開始(7月予定まで)に、ガイドラインのモニタリングシート例に、モニタリング手法の記載欄を追加する。 モニタリングにおける報告事項や報告頻度等については、施設の特性に応じた必要最小限のものとする。
1-18	コンソーシアム(複数企業体)へのモニタリング	複数企業により指定管理業務を行っている場合は、そのリスク分担など、モニタリング項目を整理し、具体的な対応を検討する必要がある。	平成24年度の募集開始(7月予定)までに、ガイドラインのモニタリングシート例に、コンソーシアムに関する項目を追加する。

(6) 直営施設のあり方

No.	項目	意見の内容	措置の内容
1-19	直営施設の運営	適切な目標指標の設定を行い、実績を分析・評価するとともに、情報公開の充実が望まれる。	目標指標の設定や分析・公表等を行っていない施設については、年度内に、適切な目標指標を設定し、実績の分析・評価を行い、その結果をHPで公表する。

3 意見に対する措置（各論：指定管理者制度導入施設）

(1) 指定管理者の募集手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
2-2	募集単位	鳥屋野潟公園南北両地区は、一元的に管理運営する体制が効果的であり、一体で指定管理者を募集することが望まれる。	他の公園と比較した場合の指定管理業務の規模の差や、事業者の参入機会の確保といった面も考慮の上、南北両地区の一体管理の合理性について検討する。	鳥屋野潟公園（北・南地区）
2-4	募集期間	募集期間はガイドラインに明記している1ヶ月以上を確保することが求められる。	公募時に1ヶ月以上の募集期間を確保した。	島見・聖籠緑地、大潟水と森公園、紫雲寺記念公園、奥只見レクリエーション都市公園
			次期（平成27年度）募集の際は、1ヶ月以上の募集期間を確保することとした。	柏崎マリーナ
2-5	ペナルティ規定	稼働率による指定管理料の減額は、新潟コンベンションセンターの稼働率に基づくことから、新潟コンベンションセンター、万代島駐車場、万代島緑地3施設の指定管理料合計ではなく、新潟コンベンションセンターの指定管理料のみを対象とすべきである。	指定管理料の上限額や稼働率未達成の場合の減額のあり方などの基本的な公募条件を検討する中で、新潟コンベンションセンターの指定管理料のみを減額の対象とすることについて検討する。	新潟コンベンションセンター、万代島駐車場及び万代島港湾緑地
2-6	目標値の設定	モチベーションとして適した目標値を設定する必要がある。	平成23年度中に実施した平成24年度以降の指定管理者の公募に当たっては、県において、過去の実績を踏まえた来場者目標値の最低ラインを設定した上で、申請者から提案のあった来場者目標値を基準に、指定管理料に対するペナルティを賦課、又は利用料収入に対するインセンティブを付与することとしており、より現実的かつ、モチベーションとして適した目標設定となっている。	朱鷺メッセ展望室
2-7	審査における対応	審査の過程で審査基準を見直した場合は、公平性を確保するため、申請者に対して説明責任を果たす必要がある。	やむを得ない理由により一部を修正する場合には、各申請者に修正理由等について十分な説明を行い、事前了承を受けることとした。	鳥屋野潟公園（女池・鐘木地区）
2-8	指定管理料の決定方法	施設運営経費を徹底的に分析した上で、指定管理料を積算し決定する等の対応が望まれる。	次期指定管理料の算定に際し、施設運営経費を分析した上で、適切な指定管理料の水準を募集開始（平成24年7月予定）までに積算・決定する。	県民会館

(2) 協定書の締結手続き

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
2-9	修繕費用の負担	指定管理者の修繕費の使用に柔軟性を与え、迅速な修繕を可能とする一方、県による内容検討、監視を可能にする制度構築が求められる。新潟コンベンションセンター等のように、修繕費の複数年度での使用を認める等の工夫が求められる。	指定管理者において緊急性が非常に高いと判断し、緊急的に行った修繕等について、予め個別の事例に応じたルールを定めた上で、事後的に県と費用負担に関する協議を行うことを基本協定に明確に規定する。	鳥屋野潟公園（北地区） 県立植物園

(3) モニタリング及び評価

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
2-10	施設の老朽化と修繕計画	劣化度調査結果を踏まえ、緊急度に応じた中長期的な修繕の必要性の検討や必要な予算化・計画化が求められる。	劣化度調査結果を踏まえ、具体的な修繕計画を作成する。	県民会館
2-11	大規模修繕計画	指定期間全体にわたる修繕計画と実施状況を対比し、必要に応じて見直しを図ることが望まれる。	修繕・更新の実施状況等を確認しながら、必要に応じて修繕計画の見直しを図っていく。	県立長岡屋内総合プール
2-12	使用困難な状態にある設備	使用困難な状態にある設備について、修繕や撤去等の適切な対応が望まれる。	使用困難な施設について、必要性や経済性を踏まえて修繕または撤去の方針を定め、適切な対応を図る。	鳥屋野潟公園（北地区） 県立植物園
2-13-1	不要物品の廃棄	現指定管理者が廃棄責任を負う物品を峻別し、早期に廃棄処分する必要がある。	指定管理者に指導済みであり、今年度中に廃棄予定。	県民会館 自然科学館
2-13-2			修繕部品としての残存価値のなくなったものは、全て廃棄処分した。	健康づくり・スポーツ医科学センター
2-13-3				
2-15	常設展示の入れ替え	更なる利用促進を図るため、可能な限り展示物の入れ替えのための予算を確保することが望まれる。	限られた予算の中で、効率的な予算執行により、展示物の一部更新を実施し魅力アップを図っている。 これまでの事業成果や費用対効果を踏まえ、展示物の入替え等を含め必要な対応を検討するほか、平成23年度から新たにアンテナショップを開設するなど、魅力アップを図っている。	自然科学館 新潟ふるさと村 アピール館

2-16	特別会議室の利用率	利用率が低い特別会議室について、利用促進のための工夫が望まれる。	平成23年12月から利用者を対象としたアンケート調査を実施し、利用促進に向けた取り組みに反映させる。さらに、アンケート結果を踏まえ、平成24年度中に企業等へのダイレクトメールの送付やホームページの更新等により利用促進を図る。	新潟ユニゾンプラザ
2-17	指定管理者（の構成企業）に対する経費負担	間接費の負担関係は、合理的な根拠に基づいて行われる必要がある。	平成24年度以降は間接費の積算根拠を明確にするよう、指定管理者に対して指導済み。	自然科学館
			一般管理費の積算について、その合理的な根拠を指定管理者に求めることとし、指定管理業務との因果関係が明確なものとなっているか精査を行う。	鳥屋野潟公園（北、南、女池・鐘木地区）、島見・聖籠緑地、紫雲寺記念公園、奥只見レクリエーション都市公園、県立植物園
2-18	収支均衡の妥当性	県は、指定管理業務の収支について、報告書に一般会計からの繰入前の収支を記載するよう指導することが望まれる。	指定管理者に対して指導済みであり、適正な報告書が提出された。	県民会館
		県は、指定管理者に対し、指定管理業務の正確な収支を報告するよう指導すべきである。	指定管理業務に係る収支について、正確な数値を報告するよう指導し、平成24年度分より適正な報告書が提出される見込みである。	島見・聖籠緑地 奥只見レクリエーション都市公園、埋蔵文化財センター
2-19	施設間の区分経理	県は、指定管理者に施設別の指定管理料の内訳を示し、各施設の採算の良否を明らかにする必要がある。	平成26年度中に実施する平成27年度以降の指定管理者の公募に当たっては、各施設の採算について判断できるよう、施設別の指定管理料の内訳を明示した上で、公募を行う。	新潟コンベンションセンター、万代島駐車場及び万代島港湾緑地
2-20	モニタリングの充実	事業報告書の記載内容を充実させ、モニタリング項目に沿った内容にすることが望まれる。	平成23年度の事業報告書から、モニタリング項目に沿った内容に改善された。	関岬キャンプ場、柏崎原子力広報センター、健康づくり・スポーツ医科学

				センター、 県政記念 館、柏崎マ リーナ、新 潟港コンテ ナターミナ ル
2-21	事業間 の区分 経理に 関する モニタ リング	指定管理者の事業間の区分経 理に関するモニタリングを実施 するとともに、指定管理業務に 係る収支の正確性を確認する必 要がある。	平成24年6月モニタリング実施までに様 式を改正（事業間の区分経理に関する項目 を設ける）し、併せて指定管理業務に係る 口座や帳簿を検証することで、収支の正確 性を確認する。	新潟ユニゾ ンプラザ
			指定管理者の業務内容の評価を行う際の チェックリストには、区分経理に関する項 目を記載済である。今後は、区分経理が確 実に行われていることを確認できる書面の 提出を求める等により、経理の透明性、正 確性を確認する。	鳥屋野潟 公園（北、 南地区）、 島見・聖籠 緑地、紫雲 寺記念公 園、奥只見 レクリエー ション都市 公園、県立 植物園
			事業間の区分経理についてもモニタリン グ項目として設定し、指定管理業務に係る 収支の正確性を確認する。	新潟コンベ ンションセ ンター、万 代島駐車 場及び万代 島港湾緑 地、新潟東 港コンテナ ターミナ ル、 埋蔵文化 財センター
2-23	モニタ リング 頻度の 見直し	利用期間が2ヶ月であること 等から、月間事業報告書の提出 を廃止し、年間事業報告書の充 実を図る等の対応が望まれる。	平成24年度から月間事業報告書の提出を 廃止するとともに、平成23年度年間事業報 告書から、モニタリング項目に沿った内容 とする等記載の充実を図った。	関岬キャン プ場

4 意見に対する措置(各論:直営施設)

No.	項目	意見の内容	措置の内容	施設名
3-1-1	施設の管理手法	「評価委員会」の評価結果等を踏まえ、指定管理者制度導入等の検討を行うことが望まれる。	歴史博物館では、「県公共施設のあり方の見直しに関する報告書(平成18年2月)」の意見に則って、以下の取組を実施し、企画展の観覧料収入の増加や利用者の満足度が極めて高水準であるなど、一定の効果が現れている。 ①民間経験者の登用 ②施設の保守・点検などの維持管理の民間委託 ③外部委員による評価委員会の設置 また、平成22年度の歴史博物館評価委員会の評価結果を踏まえ、魅力ある博物館づくりを目指して5か年の運営方針(平成24年度～)を制定したところであり、これからも、一層、サービスの向上を図っていく。	歴史博物館
3-1-2	施設運営のあり方	常設展を絶えず魅力あるものにする事で利用者数の増加に繋げることが望まれる。	定期的に常設展示の一部入れ替えを行うなど、魅力ある常設展示となるよう努めており、常設展の利用者満足度が非常に高いなどの成果が現れている。	
		目標達成状況の分析結果を次の企画展に反映することで、更なる利用者数の増加、住民サービスの向上に繋げることが求められる。	経営会議等の場で、入館者目標の達成状況の報告や評価・課題等について議論し、入館者数の増加やサービスの向上に取り組んでいる。	
		潜在的な利用者である友の会の会員増加に向けた施策が望まれる。	友の会会員の増加に向けて、会の意見を聞きながら、年度内に必要な施策を検討する。	
3-2-1	施設の管理手法	法改正により指定管理者導入が可能となったことから、今後、指定管理者制度導入の効果と、導入に向けた課題を様々な観点(人事・組織面、コスト面、授業料等のサービス面)から整理し、第9次新潟県職業能力開発計画(平成25年～平成31年)での審議が望まれる。	第9次新潟県職業能力開発計画を策定する中で、指定管理者制度の課題等の整理を行い、審議会で審議を行う。	テクノスクール
3-2-2	施設運営のあり方	未充足の訓練科について、目標達成に向けた対策が望まれる。また、企業の雇用ニーズを汲み取ったコース設定に取り組むとともに、新たな就職先を開拓する等により全体の就業率の更なる向上が望まれる。	平成24年度から新規に、職業訓練受講者拡大対策費による訓練科の充足率の向上及び訓練生就職サポート事業による就業率の向上に取り組んでいる。	
3-3-1	施設の管理手法	改革委員会の答申から6年が経過していることから、検討内容について中間報告の公表の検討が望まれる。	施設のあり方や業務運営の改善について、関係機関や畜産農家から意見を聞くなど検討を続けているところであり、これまでの検討の概要について、平成24年7月発行予	妙法育成牧場

			定の業務年報で公表する。	
3-3-2	施設運営のあり方	「業務年報」には、マネジメントサイクルを構成するプロセスである分析・評価に関する記載がない。施設運営に関する県のマネジメントサイクルに関する公表が望まれる。	平成24年7月発行予定の年報に、受胎率の検証結果等を記載する。	
3-4-1	施設の手管理手法	県は、他の都道府県の導入施設を調査し、指定管理者制度導入を検討すべきである。	他都道府県の導入状況を調査するなど、管理方法の検討を行っている。 指定管理者制度の導入について、施設のあり方等を踏まえ検討する。	青少年研修センター
3-4-2	施設運営のあり方	施設全体の利用者数は増加しているが、利用者を細分化し分析した結果、更なる利用者数の増加に向けた課題や改善点が見いだせる。利用者数の増加、住民サービスの向上に向け、マネジメントサイクルを有効に機能させるための取組が求められる。	所内運営委員会において、更なる利用者数増加に向けた目標設定や具体的な対策を検討し、施設全体のサービス向上を図る。	
3-4-3	情報公開	公共サービスの更なる向上に向けて、施設管理に関する情報を質量ともに充実し、紙媒体だけでなく、HP等により広く県民への情報公開を検討すべきである。	事業実績や施設利用状況、アンケートの分析結果等を整理し、HP等で公表する。	
3-5-1	施設の手管理手法	県は、他の都道府県の導入施設を調査し、指定管理者制度導入を検討すべきである。	他都道府県の導入状況を調査するなど、管理方法の検討を行っている。 指定管理者制度の導入について、施設のあり方等を踏まえ検討する。	少年自然の家
3-5-2	施設運営のあり方	年間利用者数目標は、過去4年達成されているが、目標値が現状維持の水準に設定されていると思われる。当施設にとって利用者数の最適な目標値の設定が望まれる。	利用者数の目標値については、施設の規模、利用団体の特徴、活動の安全性、利用者の満足度などを考慮した上で、最適な目標値を設定した。	
		更なる利用者増加に向けて、季節的な要因を克服し、魅力あるプログラム作りが求められる。	プログラムについては、利用者が減少する季節において、利用増加を図るため、利用団体のニーズを踏まえた活動プログラムの見直しを行った。今後も、魅力あるプログラムの開発と提供に努める。	
		「はつらつ体験塾」の参加率が他の事業に比べて低いため、不参加の原因を調査し、必要に応じて事業内容の見直し等の検討が求められる。	平成24年度においては、更に当事業に対する認知度や意識、求める内容等を把握・分析して、事業内容等を検討し、参加率の向上を図る。	
3-5-3	情報公開	公共サービスの更なる向上に向けて、施設管理に関する情報を質量ともに充実し、紙媒体だけでなく、HP等により広く県民	事業実績や施設利用状況、アンケートの分析結果等を整理し、HP等で公表する。	

		への情報公開を検討すべきである。		
3-6-1	施設の管理手法	他県の指定管理者導入施設を調査し、課題を整理した中で、最も適切な管理手法の検討が望まれる。	他県の指定管理者導入施設の状況について情報収集を行い、最も適切な管理手法を検討する。	近代美術館、 万代島美術館
3-6-2	施設運営のあり方	マネジメントサイクルを有効に機能させるには、合理的な目標を設定するとともに、目標達成に向け、目標と実績を比較して原因分析を行い、広報活動の強化、他の美術館、博物館との連携、利用料金の弾力化等効果的な施策を実行することが望まれる。	既に「目標設定→事業実施→美術館による報告・自己評価→美術館協議会による外部評価→事業に反映」という評価システムを構築しており、目標と実績の比較や改善策等の検討を行っている。 平成23年度の成果としては、外部との連携拡大として、特に長岡造形大学との連携を深めた。	

教育委員会公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 6 月22日

新潟県立図書館長 石 附 敏 弥

- 1 調達件名
新潟県立図書館清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県立図書館
新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番2号
- 3 調達方法
業務委託
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成24年 6 月 4 日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社新潟ビルサービス
新潟県新潟市中央区上大川前通 9 - 1269
- 7 落札価格
21,525,000円
- 8 入札公告日
平成24年 4 月24日
- 9 落札方式
最低価格

正 誤

平成24年 6 月 1 日付け公告（特定調達契約の落札者等について（公告））中

ページ	行	誤	正
22	2	県の物品又は特定役務の調達手続を定める規則	県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則